

石井町建設工事等一般競争入札実施要綱

平成31年4月1日

石井町告示第39号

(趣旨)

第1条 この要綱は、石井町が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等(以下「建設工事等」という。)に係る一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「一般競争入札」とは、建設工事等の概要を公告することにより、参加希望者を公募し審査の結果、参加資格要件を満たす者について、入札参加を認める競争入札の方式をいう。

(対象工事等)

第3条 建設工事は請負対象設計金額が1,000万円以上、測量、建設コンサルタント業務等は、請負対象金額が500万円以上の場合に一般競争入札の対象とすることができる。

2 請負対象設計金額が前項に規定する金額未満の建設工事等において当該建設工事等の内容等に特別な理由があるものについては、一般競争入札の対象とすることができる。

(入札の公告)

第4条 一般競争入札に付そうとするときは、石井町財務規則(昭和42年規則第2号)(以下「財務規則」という。)第98条及び石井町水道事業会計規程(平成26年水道事業管理規程第1号)(以下「水道事業会計規程」という。)第110条の規定に基づき、掲示その他の方法により公告するものとする。

(入札参加者の参加資格要件)

第5条 入札参加希望者は次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日において、財務規則第97条の2第2項及び水道事業会計規程第109条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 公告日から入札日までの期間に石井町又は徳島県から指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、入札に参加することに支障があると認められる者でないこと。

2 前項に規定するもののほか、町長は建設工事等の内容に応じて、入札参加資格として、次に掲げる事項について定めることができる。

- (1) 地理的条件（本店又は営業所等の所在地）
- (2) 経営事項審査の評点又は等級に関する事項
- (3) 対象とする建設工事等に係る技術者の配置に関する事項
- (4) 同種又は類似の建設工事等の実績に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
（入札の参加申請）

第6条 入札参加希望者は、町長が指定した期日までに、別に定める一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び町長が必要と認める書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出しなければならない。この場合における入札参加資格確認申請書等の提出方法は、公告において明示するものとする。

2 提出された入札参加資格確認申請書等は、当該建設工事等の入札参加資格の審査資料以外の資料として使用しないものとする。

3 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しないものとする。

（入札参加申込者への通知）

第7条 入札参加者は、入札参加資格確認申請書等を提出した者の中から参加資格要件の有無について町長が決定するものとし、審査については、石井町建設工事指名審査委員会の意見を聴くものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、承認する決定をした場合は、当該申請者に一般競争入札参加資格承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 町長は、第1項の審査の結果、承認しない決定をした場合は、当該申請者に一般競争入札参加資格非承認通知書（様式第3号）により通知する。

4 前項の規定による通知を受けた者は通知の日の翌日から起算して5日以内（町の休日を除く。）に町長に対して、その理由についての説明を書面により求めることができるものとする。

5 参加資格要件を満たしていないと認められた者が説明を求める場合は、書面（任意様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。

6 町長は第4項の説明を求められたときは、説明を求めることができる期日の翌日から起算して5日以内（町の休日を除く。）に説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

7 前項の手続は、入札事務の執行を妨げないものとする。

（入札参加者の承認の取消し）

第8条 町長は前条第2項の規定に基づく通知の後に承認する者が第5条の規定に基づく入札参加資格要件を満たさなくなったと認めるとき及び入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、当該承認を取消し、その旨を通知するものとする。

（設計書、仕様書等の閲覧等）

第9条 一般競争入札に付する建設工事等の設計書、仕様書等（以下「設計書等」とする。）は公告後速やかに閲覧等に供するものとし、閲覧の期間及び場所等は公告において明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは設計書等を配布することができるものとする。この場合において配布期間、配布場所及び配布方法を公告において明示するものとする。

（質問等）

第10条 設計書等に対する質問は、原則として設計書等の閲覧又は配布を開始した日の翌日から町長が指定する期日までに質問書（任意様式）により、行うものとする。

2 前項の質問書の提出方法及び提出場所等は、公告において明示するものとする。

3 前項の質問書に対する回答方法及び回答期日等は、公告において明示するものとする。

（入札の参加）

第11条 入札の参加者は、入札のため入札会場へ入場するとき、一般競争入札参加承認通知書（様式第2号）の提示を係員から求められた場合は速やかに提示しなければならない。

（落札者の決定）

第12条 予定価格の制限の範囲内の金額のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を下回る入札は失格とする。

2 町長は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あったときは、くじにより落札者を決定することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

石井町長 殿

申請者 住 所
商号又は名称 印
代表者氏名

年 月 日付けで公告のあった一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、入札参加資格を満たしていること及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 公告番号
- 2 工事名又は業務名
- 3 工期又は履行期限
- 4 工事場所又は業務場所
- 5 添付書類（有・無）
添付書類有の場合書類名を記入

様式第2号（第7条関係）

一般競争入札参加資格承認通知書

年 月 日

殿

石井町長 印

年 月 日付けで申請のありました下記の一般競争入札における入札参加資格について、承認しましたので通知します。

なお、入札参加資格要件を満たさなくなると認めるとき、及び一般競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、承認が取消しとなる場合があります。

記

- 1 公告番号
- 2 工事名又は業務名
- 3 工期又は履行期限
- 4 工事場所又は業務場所

様式第3号（第7条関係）

一般競争入札参加資格非承認通知書

年 月 日

殿

石井町長 印

年 月 日付けで申請のありました下記の一般競争入札における入札参加資格について、非承認となりましたので通知します。

なお、本通知日の翌日から起算して5日以内（町の休日を除く。）に町長に対して、書面によりその理由についての説明を求めることができます。

記

- 1 公告番号
- 2 工事名又は業務名
- 3 工期又は履行期限
- 4 工事場所又は業務場所

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)